

2008年2月13日

株式会社スクウェア・エニックス

米国連邦裁判所での「ファイナルファンタジー」シリーズに関する 知的財産権侵害訴訟の提起について

当社は、2008年2月8日、「ファイナルファンタジー」シリーズに登場する剣の模倣品を当社の許諾を得ずに違法に販売していた米国の卸売業者4社およびその代表者を相手取り、米国カリフォルニア州連邦地方裁判所において、著作権等侵害を理由として訴訟を提起いたしました。

本訴訟の被告は、「ファイナルファンタジー」シリーズのゲーム4作品と映像1作品に係る当社の著作権を故意に侵害し、これらの作品に登場する剣の模倣品を違法に販売しておりました。

当社は、本訴訟に至るまでに、当社の知的財産権を侵害する剣の模倣品を押収した米国税関・国境警備局の協力を得ております。さらに、この侵害品の卸売業者および小売業者を突き止めるために米国内で徹底的な調査を行い、同様の侵害品を取り扱っていた多数の小売業者に対して警告状を発した結果、多額の損害賠償の支払等を得ております。本訴訟の被告は、当該調査に基づく警告等を無視した業者であり、今後、さらに他の業者を相手取って同種の訴訟提起を行う可能性があります。

訴訟提起に当たり、当社のコメントを以下の通りお知らせ申し上げます。

記

【コメント】

当社は、当社に対する知的財産権侵害行為を行う者に対し、積極的にその責任を追及しています。今後も、無許諾の模倣品や偽造品の製造・流通・販売はもちろんのこと、当社のゲーム、音楽、映像、画像などの知的財産を当社の許諾なく違法に使用する侵害行為に対しては、訴訟提起を含む権利行使を積極的に行ってまいります。当社のビジネスは、当社製品・サービスの熱心なファンの皆様に支えられて成り立っております。こういったファンの皆様のご期待に応え、今後も、ファンの皆様に良質かつエキサイティングなエンターテインメント体験をご提供し続けるためにも、当社は、その源泉である知的財産権を侵害する悪質な行為に対しては断固たる措置を取る所存です。

以上